

第39号議案 長崎市税条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 長崎市税条例の一部を改正する条例の概要	1~3
2 長崎市税条例 新旧対照表	4~6

理 財 部
令和2年2月

1 長崎市税条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正目的

個人市民税、法人市民税及び軽自動車税（種別割）において、継続に係る減免申請手続きの省略又は簡略化を行うことにより、減免対象者の申請漏れの防止と申請に係る事務負担の軽減を図るとともに、すでに手続きの省略を行っている本市の固定資産税及び県の法人県民税との事務手続きとの均衡を図る。

(2) 改正内容

前年度において減免承認を受けたもので、当該年度においても引き続きその減免事由に変更がない場合は、減免申請書の省略又は申請手続きの簡略化を行う。

ア 減免事由が公的に確認できるため、減免申請書の提出を省略するもの。

税目	対象	現行	見直し後	確認内容	見直し後の確認方法	R元年度実績
個人市民税	貧困により生活のため公私の扶助を受ける者	必要	省略	生活保護による扶助の有無	生活福祉担当課への確認	11件
	学生及び生徒（勤労学生）	必要	省略	勤労学生の有無	市民税課へ提出される給与支払報告書での確認	0件
法人市民税	特定非営利活動法人(NPO)	必要	省略	収益事業の有無	税務署へ提出される『収益事業開始届』の確認	111件
	認可地縁団体（自治会）	必要	省略	収益事業の有無	税務署へ提出される『収益事業開始届』の確認	178件
軽自動車税（種別割）	貧困により生活のため公私の扶助を受ける者が所有し、又は使用する軽自動車等	必要	省略	生活保護による扶助の有無	生活福祉担当課への確認	93件
	電気を動力源とする軽自動車等で、内燃機関を有するもの以外のもの（電気自動車）	必要	省略	電気自動車の有無	市民税課の課税台帳での確認	25件

イ 減免事由に変更がない場合が多いため、減免申請の手続きを簡略化するもの。

※「減免申請書」に替えて事前に市から対象者へ「継続届出書」を送付し、必要事項を記入のうえ返送

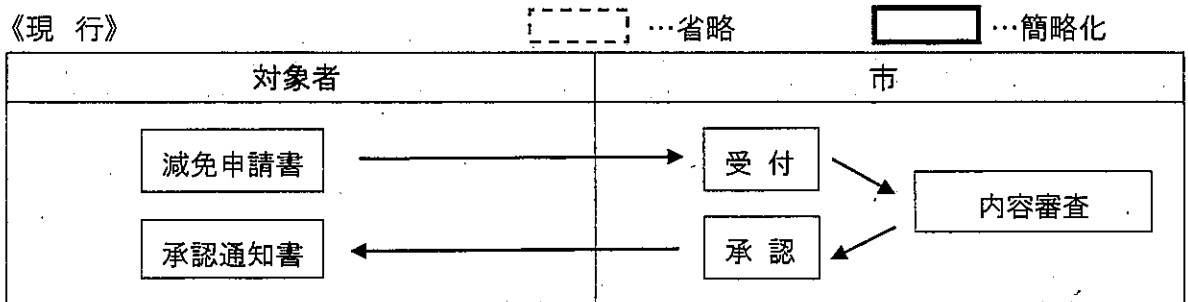
税目	対象	現行	見直し後	確認内容	R元年度実績
軽自動車税 (種別割)	公益のため直接専用する軽自動車等	必要	簡略化	公益のための直接専用の有無	155件
	構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等	必要	簡略化	構造適合の有無	124件

《参考》すでに減免申請手続きの省略又は簡略化をしているもの

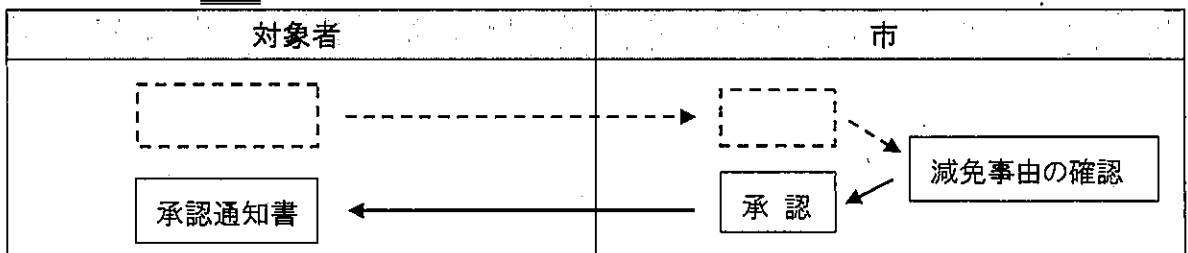
税目	対象	現行	見直し後	確認内容	元年度実績
固定資産税	貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の固定資産	省略	/	生活保護による扶助の有無	441件
	公益のため直接専用する固定資産(自治会公民館等)	省略		公益のための直接専用の有無	463件
軽自動車税 (種別割)	身体障害者等が所有又は使用する軽自動車等	簡略化	/	身体障害者等の所有又は使用の有無	1,597件

※ 法人県民税(県)についても現行、減免申請書の提出を省略している。

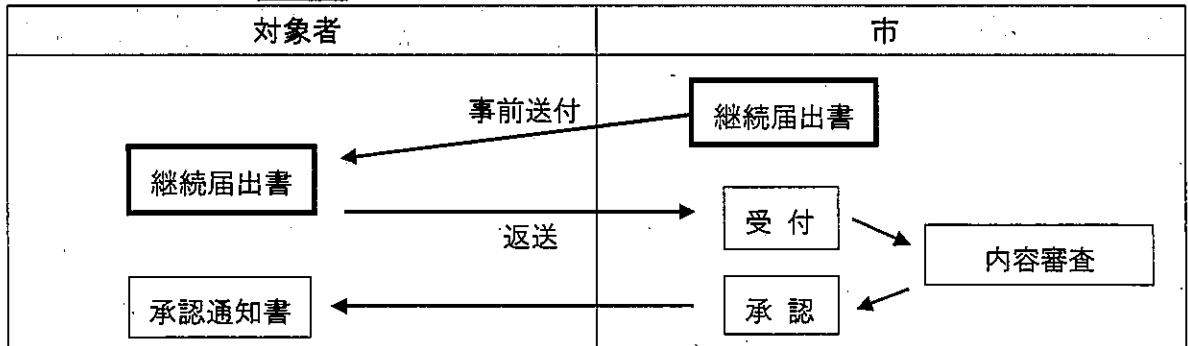
(3) 事務の流れ



《減免申請書の省略》



《減免申請手続きの簡略化》



(4) 施行期日 令和2年4月1日

2 長崎市税条例 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○長崎市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年9月4日 条例第57号 最終改正 令和元年7月18日条例第40号</p> <p>（市民税の減免）</p> <p>第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特に必要があると認める者に対しては、市民税を減免する。</p> <p>(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者</p> <p>(2) 学生及び生徒</p> <p>(3) <u>公益社団法人及び公益財団法人</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(4) <u>前3号に掲げるものを除くほか、天災その他特別の事情がある者</u></p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <hr/> <hr/> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>（種別割の減免）</p> <p>第61条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものに対しては、種別割を減免することができる。</p>	<p>○長崎市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年9月4日 条例第57号 最終改正 令和元年7月18日条例第40号</p> <p>（市民税の減免）</p> <p>第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特に必要があると認める者に対しては、市民税を減免する。</p> <p>(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者</p> <p>(2) 学生及び生徒</p> <p>(3) <u>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に掲げる公益法人</u></p> <p>(4) <u>法人税法第2条第9号の2に掲げる非営利型法人</u></p> <p>(5) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体</u></p> <p>(6) <u>特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げるものを除くほか、天災その他特別の事情がある者</u></p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、前項第1号、第2号、第5号及び第6号の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>（種別割の減免）</p> <p>第61条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものに対しては、種別割を減免することができる。</p>

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるものを除くほか、特別の事情があるもの

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、当該軽自動車等について減免を受けようとする年度、納期、税額及び次に掲げる事項を記載した申請書にその理由を証明する書類を添え納期限までに市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 軽自動車等の所有者等となった日

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その理由がやんだときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第61条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を減免することができる。

(1)～(2) 略

2 略

3 第1項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者のうち、同項の規定により前年度において同一の軽自動車等に係る種別割の減免を受けていた者が、減免を必要とする理由等について変更がない旨を納期限までに市長に届け出たときは、前項の申請があつたものとみなす。

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提

(1)～(3) 略

(4) 電気を動力源とする軽自動車等で、内燃機関を有するもの以外のもの

(5) 前各号に掲げるものを除くほか、特別の事情があるもの

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、当該軽自動車等について減免を受けようとする年度、納期、税額及び次に掲げる事項を記載した申請書にその理由を証明する書類を添え納期限までに市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号及び第4号の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 軽自動車等の所有者等となった日

3 第1項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者のうち、同項の規定により前年度において同一の軽自動車等に係る種別割の減免を受けていた者が、減免を必要とする理由等について変更がない旨を納期限までに市長に届け出たときは、前項本文の申請があつたものとみなす。

4 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その理由がやんだときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第61条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を減免することができる。

(1)～(2) 略

2 略

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 第1項の規定によって種別割の減免を受けようとする者のうち、同項の規定により前年度において同一の軽自動車等に係る種別割の減免を受けていた者が、

示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けた者について準用する。

減免を必要とする理由等について変更がない旨を納期限までに市長に届け出たときは、前2項の申請があつたものとみなす。

5 前条第4項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けた者について準用する。